

【連絡】 2020年度教育実習者の「事後指導」について

(2019年度教育実習の後に留学や休学をした学生も含む)

2020年度はオンデマンド教材で行う予定です。

「教育実習（事後指導）」は、教育実習の一部です。必ず受講する必要があります。

日時・詳細は、後日改めて通知します。

事後指導：教職課程履修要綱では、主に3年生が受講する「事前指導」に教育実習を終えた4年生が参加し、教育実習で得た知識や経験を伝えるものと教職課程履修要綱で案内していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から別途、オンデマンド教材で行う予定です。